令和8年（2026年）3月10日
総　務　委　員　会　資　料
企　画　部　財　政　課

（第１１号議案）

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い規定を整備する必要があるため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

１　改正の主な内容

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正にともなう引用条項等の規定整備

２　施行日

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例中第1条（中野区事務手数料条例別表第2の128の9の項の改正規定、同表128の10の項の改正規定及び同表128の11の項の改正規定に限る。）の規定は公布の日から、同条（同表129の項の改正規定に限る。）の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

３　新旧対照表

別紙のとおり

【第１条関係】中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案

第１条～第６条　（略）

附　則　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第２条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
1	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
１２８の8	（略）	（略）	（略）
１２８の9	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の１４の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	（略）	（略）
１２８の10	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１６第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	（略）	（略）
１２８の11	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１７第１項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料 変更認定申請１件につき、次に掲げる額を合算した額 ア　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１７第２項において準用する同法第５条の１４に基づく管理計画の認定の基準（以下この項において「変更に係る認定	（略）

現行

第１条～第６条　（略）

附　則　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第２条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
1	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
１２８の8	（略）	（略）	（略）
１２８の9	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の４の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	（略）	（略）
１２８の10	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の６第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	（略）	（略）
１２８の11	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第１項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料 変更認定申請１件につき、次に掲げる額を合算した額 ア　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の７第２項において準用する同法第５条の４に基づく管理計画の認定の基準（以下この項において「変更に係る認定基	（略）

		基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項　４，８００円 イ～キ　（略）	
129	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第１６３条の５９第１項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円	（略）
130	（略）	（略）	（略）
131	（略）	（略）	（略）

別表第３・別表第４　（略）

		準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項　４，８００円 イ～キ　（略）	
129	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第１０５条第１項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料　１６０，０００円	（略）
130	（略）	（略）	（略）
131	（略）	（略）	（略）

別表第３・別表第４　（略）

【第２条関係】中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案

第１条～第６条　（略）

附　則　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第２条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
1	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
１２８の8	（略）	（略）	（略）
１２８の9	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の１６の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	（略）	（略）

第１条による改正後

第１条～第６条　（略）

附　則　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第２条関係）

	事務	名称及び額	徴収時期
1	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
１２８の8	（略）	（略）	（略）
１２８の9	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の１４の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	（略）	（略）

１２８の10	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１８第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	（略）	（略）
１２８の11	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１９第１項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料 変更認定申請１件につき、次に掲げる額を合算した額 ア　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１９第２項において準用する同法第５条の１６に基づく管理計画の認定の基準（以下この項において「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項　４，８００円 イ～キ　（略）	（略）
129	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
131	（略）	（略）	（略）

別表第３・別表第４　（略）

１２８の10	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１６第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	（略）	（略）
１２８の11	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１７第１項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料 変更認定申請１件につき、次に掲げる額を合算した額 ア　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の１７第２項において準用する同法第５条の１４に基づく管理計画の認定の基準（以下この項において「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項　４，８００円 イ～キ　（略）	（略）
129	（略）	（略）	（略）
～	～	～	～
131	（略）	（略）	（略）

別表第３・別表第４　（略）

附　則

この条例中第１条（中野区事務手数料条例別表第２の１２８の９の項の改正規定、同表１２８の１０の項の改正規定及び同表１２８の１１の項の改正規定に限る。）の規定は公布の日から、同条（同表１２９の項の改正規定に限る。）の規定は令和８年４月１日から、第２条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第４７号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。